

## 決算審査特別委員会

日 時 令和6年9月13日（金）

9：01～11：09

場 所 議場

出席者 委員長、副委員長、委員9名（欠席：なし）、山本議長

説明員 なし

傍聴者 なし

書 記 長崎事務局長、倉光書記

○大西委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまより、決算審査特別委員会を開会いたします。

本日は、今までの各課聞き取りに対して皆さん方から決算審査意見書の案を出していただきました。ありがとうございました。

本日は、この第1段階としまして、皆さんから出していただいた意見書を取り上げるか上げないかの、まず第1段階をそれをやっていきたいと思います。まず、各項目にわたって順番に行っていきますが、まず私のほうで読ませていただいて、その後、提出いただいた方から補足説明等がありましたら、お願いします。その後、上げるか上げないかの討議に入りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。まず全般、それからその後は各課に入っていきますので、まず全般から入りたいと思います。

まず1番目、決算審査に当たり、執行経費の内訳の事業名等で予算説明附属資料における執行経費の事業名等と一致してない。迅速・的確に審査を行うためにも改善されたいという意見でございます。

これにつきましては私のほうが出しましたので、補足説明としましては、本当に調査を予算書と決算を見比べて、どうなったか。要するに、予算に対し決算はどうだったかという中で、やっぱり重要なところですので、それだけでいろいろ探さなければならないので、できれば統一して全部署ともきっちりと審査しやすいように、各部署もそれがあればいいと思いますので、よろしくお願いします。

これについて、まずは上げるべきか下げるべきかの意見を聞きたいと思いますが、どうでしょう。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 この1番、2番、4番、5番というのは……。

○大西委員長 すみません。

○櫃田委員 いや、続きがあるので、ちょっと、次のところなんですけども、関連性があるので2番も同じような若干は趣旨は違うかもしれませんが、同じような内容なので、私はこの1、2、4、5、4番はオーガニックはちょっと別枠にして、この1、2、4をまとめて一つのものに。

○大西委員長 それは次の段階でございますんで。

○櫃田委員 だからそれで一つで上げてほしいと思います。

○大西委員長 それは皆さん、我々の中ですけど、聞いておられるけど分かりませんので、1個ずつ、まずやって、後から重ねるとかそうさせていただきたい。先にどんどん飛んでいくと、その後のページも飛んでいきますので。

○櫃田委員 そうすると、今のあれですと、1、2、4、5、4つ上げなきゃいけない。

○大西委員長 1だけにしてください。まず1をどうするかだけをまずやってください。その後で。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 私もやっぱり最初に全部を要は読み上げていただいて、要は全体でどういう意見が出たか、その後同じようなまとめの中で。

○大西委員長 そうしましたら……。

○岩崎委員 そうしたほうが、恐らく統一した、要は意見項目としてまとめることができるんじゃないかと思いますので。今でいくと例えば1を上げるとか上げない、2、上げるとか上げない、言うていったら、そこで同じような内容なんで、やっぱり全体をまず周知して。

○大西委員長 いや、そうすれば全般のところで言いますと、決算書どうのこうのあるのは、1、2、4、5、3だけはちょっと違うので、そこだけを後で審議してやるか、もう最後のページまで全部読むのか、どうでしょう。

○岩崎委員 すみません、続けまして、例えば、地域づくりの②と次のページの住民課の戸籍、住民、一般台帳、一般事務、これ辺りが同じものもありますんで、取りあえず全体を見て判断せんと、一つわって言っとったらいけんと思います。

○大西委員長 どうでしょう、皆さん。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

全てまず読むということですか。それとも全て最後のページまで。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 関連したものを続けてやって、読んで、それで上げる上げないを言う。岩崎委員と私は同じような意見なので、1個ずつやってたら、また同じことを同じような内容で上げるだ上げないだになるので、まずこのやっぱり関連があるのはまとめてされたいかがでしょうか。

○大西委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 やはりこの放送を聞いておられる方にとっても優しくするには、まず1項目全て1番から順番に行かれて、それを取り上げる、次の項目が来たときにこれは1番と同じだということなら、それを示して委員長のほうに、そのとおりまとめをお願いするというような方法が一番適切だと思いますが、どうでしょう。

○大西委員長 私も今、近藤仁志委員が言っていた内容、従来もそのようなやり方でやって、最初から飛んだりすると大変ですので、まず上げるか上げないか、それで最終残った中でもこうやってひっつけようとかいうのは次の段階だと思うんですね。それでよろしいですか。従来そういったやり方で過去やってきたと思いますので、これを何回かやるとればトータルでこういきますけど、まず第1段階ですので、よろしいでしょうか。

○大西委員長 1個ずつ通します。26項目ありますんで、1個ずつまずそこで精査しないと、そこだけでいくと。これは先ほど言った1番と一緒にすよと、それは同類項だということやっていくということにさせてください。放送見ていただいている方はどこへ4番飛んだ、5番飛んだ言われてもそれは分からないし、一旦私のほうでわあと羅列しても、もうほとんど記憶がなくなっておりますんで、皆さんは今回タブレットともう一つはペーパーで見れるようにしておりますので、よろしくお願いします。

そうしましたら、大変申し訳ございませんが、1個ずつ先にやらせてください。そして後で一度5を足してやりましょうとかいう形にさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃあ、そうさせてください。

そうしますと、まず先ほど私が言いました、1項目についてはどうでしょうか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 内容的には後段でも同じような意見があるわけですが、内容的には私は取り上げてよいと思います。

○大西委員長 ほかがございせんか。なければ、そしたら、まずは取り上げる方向でとい

うことで一旦そうさせていただきます。

じゃあ2番目、主要施策の成果及び財産に関する調書で、誤記が多く散見される。作成部署でのチェックシステムを再点検され、改善されるよう求めるということです。これの補足説明は、提出者は私ですので、皆さん御存じのようにいろいろ訂正がございました。やはり、できる限り忙しい忙しいとか時間がないんじゃないに、やはりこれ決算ですんで、重要な項目、これを生かして次の予算に反映するためにも、やはり中のそのシステムですが、そのやり方をきちっとしていただいて、やっぱり責任あることをしていただきたいという要望で提出いたしました。

これについて皆さんの御意見伺いたいんですが、どうでしょうか。

櫃田洋一委員。

○櫃田委員 これは単独であれば私は取り上げる必要がないと思います。この後、後段で出てきます5番のところで私は取り上げるべきだと思いますので、この2番は取り上げなくても、あえて言えば当然のことであり、当然のことだから取り上げなきゃいけないのかもしれませんが、当然のことであり、わざわざ出なくてもいいかなと、後段の5番でこの後出ので、取り上げるべきだと考えてます。

○大西委員長 ほかがございませんか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 大変このたび今までも一緒でしたけど、結構誤った記述がされてる案件がたくさんあるのが、この決算審査の資料であります。そういった意味において、やはり正確性を期す作成部署での再点検など、もっと注力を上げて取り組んでいただきたいと思いますので、この趣旨には賛成いたします。

○大西委員長 ほかがございませんか。後で重ねるどうのこうの置いといて、上げるということでもよろしいでしょうか。逆に言ったら、もうほか意見なかったら。じゃあ、上げるということで、また後の場合委はひっつけてまたいうことで、よろしくお願いします。

では3番目、会計年度任用職員の号給は、勤続年数がおおよそ4年を超えると職種別に定められた上限に達し、勤続年数に応じて号給が上がる正職員と大きな格差が生じる。フルタイム会計年度任用職員のうち、勤続20年以上の職員が4分の1以上であり、格差が非常に大きくなっている。制度を改善して、格差を縮めるとともに国に必要な財政措置を求められたいという意見で、補足説明ありましたら。

岡本健三委員

○岡本委員 この件については資料請求をしておりますので、皆様には、議会全般の議員常任委員会からの資料請求というところの一番最後にある資料を御覧いただければと思います。

○大西委員長 いや、それは資料請求は見ておりますが、見とられなかったら見てください。

○岡本委員 別に資料請求……。

○大西委員長 提出資料は出てます。

○岡本委員 議会全般のほうに入っておりますので。御覧いただけたでしょうか。それで、議会全般という水色のフォルダがあると思うんですけども、その中で議員常任委員会からの資料請求、左から3番目ですね、それで一番新しい一番最後にある資料が、会計年度任用職員の方の勤続年数ごとの人数を資料として提出していただいたものです。それで今フルタイムの会計年度任用職員さんに注目しますと、全体で41人の方がおられます。それでその中で、20年以上の方が4分の1以上と書いてますけれども、実際には12人で29%が20年以上勤続ということになります。そしてさらに、30年以上の方が5人おられて、割合でいうと12%ということになります。ですので、本当に長い間働いていただいて、当然仕事のほうも正職員の方と同じか、場合によってはその専門的な仕事については、正職員の方以上に御存じの方もたくさんおられるんじゃないかと思います。

そういった状況で本当に条例を見ると、号給が大体経験が4年くらいまでは上がってくんですけども、それより5年を過ぎても号給が上がっていかない。ですので、物価上昇に伴う人事院勧告の昇給はもちろんありますけれども、号給が上がるということがないので、号給が上がる正職員と相なって大きな格差が生じてきているということで、制度そのものに問題があるわけですが、それをきちんと正していくということを町からやっていて、国には制度改善と財政措置をきちんと求めていくことをやっていただきたいと思いますので、この意見上げていただきたいと思います。

○大西委員長 この意見に対して。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 毎回こういうような御意見が出てると思うんですけども、基本的に町職員の給与につきましては、議会としても予算あるいは補正予算の中で可決しております。議会として認めております。よって、こういう意見を上げるのは適切でないと思います。

○大西委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 お言葉ですが、私は予算に反対しておりますので、上げさせてもらってるんですけれども、改めて皆さんの賛同を呼びかけたいと思います。

○大西委員長 これはいつも提出されてますので、これはもう堂々巡りになりますので。それでしたら、上げるべきと思われる方は挙手をお願いいたします。2名。では、上げなくていいという方は挙手をお願いします。では、この項目については上げないということにさせていただきます。決まりました。

次、決算関係書類の内容の充実について。提出された主要施策の成果及び財産に関する調書や事業会計決算書において、多くの項目が前年度の記載をそのまま踏襲しており、記述内容の更新や充実が十分ではない。特に新たに推進された重要施策、例えばオーガニックビレッジ推進プロジェクトや新病院基本構想の策定など、町の将来にわたる影響が大きい施策について具体的な進捗状況や、その成果が反映されていない。決算関係資料が単なる収支の記録や財政状況の報告にとどまらず、町長が施政方針等で表明した重要事項や政策の成果も記載するべきである。特に年度当初に上げられた政策目標がどの程度達成されたのか、その進捗状況や具体的な成果を評価することは、町政運営の透明性を確保するために極めて重要であるという意見書でございます。

これにつきまして補足説明がありましたらお願いいたします。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 ちょっと長々とした文章書いておりますけれども、いわゆる決算に関して提出される資料という中で、やはり書いてあるとおりの前年度と同じような内容で記載される場合が多くて、やはり町として、担当課として実施すべき事業、新たなものというのが欠落するというのが多々ありました。そういうところで、ただ単に昨年と同じものを数字ほど変えて出せばいいというものではなくて、その年度中の重要なことについてはしっかりと記載していただいて、その事業の効果等も評価にしたいということでこういう書きぶりで上げさせていただきましたということです。

○大西委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 この文言について大変長いわけですが、その中でも前年度の記載をそのまま踏襲しておりとはありますが、これはやむを得ない場合をもってこの踏襲、また昨年と同じ事業をするというような案件もありますし、上のほうの5行を削除して、ただ、その中に新たに推進された重要施策というのを下段にはめ込んだ内容にすることで、私は上げるべきだと思います。

○大西委員長 修正案が出ましたが、基本的に上げるか上げないかをまず、それを先に、中身はまた後ですみませんが。ほか上げるべきと思われる方の挙手をお願いいたします。全員でございます。

では、次に行きます。当初予算附属資料は執行経費記載が事業ごとであるのに対し、主要施策の決算に関する調書においては費用項目ごととなっている。記載事例が散見される予算書の記載方法を費用項目記載に改め、比較審査の適正化を図られたいという意見でございます。

これにつきましては提出者からの補足説明があればお願いいたします。

近藤仁志委員。

○近藤委員 附属説明というわけではありませんが、最初の1番と全く同じ内容でありまして、この委員会の中でも申し述べましたが、予算書では事業別に予算の執行予定内容が記載されていたのが、決算書では項目ごとになっているということで、予算書が電気代とあるのがもう4件も5件も一つの事業の中にあるというので、自分たちが決算の内容について審査する上で大変苦勞しましたので、できたらこういう記述をして適正化を図っていただきたいと思います。

○大西委員長 ほかがございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そうしますと、この5番につきまして、上げるという方の挙手をお願いいたします。全員ですね、また後で言句についてはまた後ほど。

では次のページ、総務課に入ります。一般管理事務として長年フルタイムの会計年度任用職員として働いている人がいる。待遇の改善、正職員への移行、経験加算などが必要という意見でございます。

補足説明がありましたらお願いいたします。

荒金敏江委員。

○荒金委員 総務課だけに限ったことではなかったもので、ここに書くのが適当だったかどうか分かりませんが、前のページの3番と同じような意見です。

○大西委員長 ほかがございませんか。

では、この意見を上げるべきと思われる方は挙手をお願いいたします。2名。上げなくていいという方の挙手をお願いします。では、上げないということになりました。次……。言うように2対4です。

次、文書管理事務ということで、電算管理運営事務でいきます。適正な文書管理、行政

における文書管理は透明性、効率性、法令遵守、安全性など多岐にわたる重要な要素を支える基盤であり、適切な文書管理を行うことで行政機関は信頼性を高め、よりよいサービスを提供することができる。従来から文書キャビネットと文書フォルダによる紙ベースでの文書管理が行われていたが、職員の机上の状況を見る限り適切な運用がなされるとは言い難い。加えて令和5年度に文書管理電子決済システムが導入され、従来の紙ベースと電子化された文書が混在することとなり、さらに文書管理が煩雑になるのではと懸念される。全職員に文書管理の重要性と文書管理システムの運用を徹底させるためには、システムの操作方法だけでなく、文書管理の基本的な原則や規則についても再確認する必要がある。定期的な研修やガイドラインの更新を行い、システムの効果的な活用と一貫した文書管理を促進されたいということで、提案者から補足説明がありましたら。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 これも長文になっておりますけれども、思うことを書いております。皆様方もお気づきだと思うんですけれども、やはり、いろいろと書類の整理ができてないと事務処理の誤りというようなことも発生もしております。そういうようなところでしっかりと文書管理をやっていただきたいと、するべきだということで記載しておりますが、特にこれまでの紙のやり方プラス電子化された運用されるということでありますので、ここについては特に今でもできてないものプラス上乘せになりますので、十分な研修とか、ああいうことを進んでいかないと的確な運用ができないんじゃないかということで記載させていただきました。

ただ、この持って行く場所としては文書管理の分でたまたま地域づくりの電算のほうで予算は上がって、文書管理ですか、文書管理のシステムが入るとるんですけども、これはやはり基本的には総務課の範疇の分ですんで、総務課のほうの項目として上げればと考えております。

○大西委員長 総務課のほうにね。では今、提案者からの説明がありました、ほか御意見ございませんか。

では、この意見につきまして、上げるという方について挙手をお願いいたします。5人です。だから多数ということで上げるということで。

次、地域づくり推進課の青年結婚UIターン促進事業について提案がありました。県のふるさとでの新しいライフステージ補助金、補助率2分の1に基づく補助事業である、にちなん新生活応援奨励金は、年齢制限や妊娠中などの条件があり、非常に利用しにくいば

かりでなく、町が移住者の属性を限定していると誤解されるおそれがある。事業を中止し県の補助金が一般の移住・定住対策に用いられるよう要項の変更を県へ申し入れられたいという提案でございます。

提案者から補足説明あれば。

岡本健三委員。

○岡本委員 まず、最初に確認ですけれども、先ほど議会で認めたから、予算を認めたからこの意見を出す、出さないとかってというような話がありましたけれども、そもそも、この審査意見自身が令和7年度予算へ向けて、どういう予算・編成をすべきかという意見を議会として申し述べる、令和5年度の反省をもって令和7年度もしくは今後の令和6年度の予算に対して意見を述べるという趣旨でございますので、議会が予算決算を認めてるかどうかということは、まずこの意見を採用するか不採用にするかということには関わりないわけです。その点は御一同に御理解いただきたいと思います。

その上で、この補助金について説明いたしますと、この、にちなん新生活応援奨励金ですけれども、これまでの実績を申し上げますと、令和3年度が0件、令和4年度1件、そして令和5年度0件ということで、成果というものがいま一つはっきりいたしません。それで何度も申し上げておりますとおり、この補助金奨励金を受けるには年齢制限ですとか、あと基本的には小さいお子さんがいるか妊娠中であるかというような条件がございまして、非常に利用しにくいと。そして町がそういう若い人の移住者を特に何というんですかね、優遇しているというような印象を移住する方に与えて誤解されるおそれも私はあると考えています。日

南町にとっては、どんな年齢の方、どんな境遇の方でも移住していただく方は大歓迎だと私は思っておりますので、この奨励金の在り方というのは見直すよう、きちんと県と相談すると。周辺の市町村の動向もきちんと調べるということが大切だと思いますので、この意見上げていただきたいと思います。

○大西委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 最初に申し上げます。先ほど私が申し上げましたのは、予算を含めて、基本的に給与条例、条例を認めたのは議会であります。それを適切に運用してあるかどうかということを確認する、これが決算としての意義だと私は思います。これは冒頭に間違いないように申し上げておきます。

そういうことで、この上げられた項目、年齢制限とかのいろいろな条件があるというよ

うなところでの意見でありますけれども、いろんな補助事業等やっぱり年齢とかそういうのがいろんな条件が加わって、何を目的にその事業を行うかという中において条件が加わるのはやむを得ないものであります。そういう意味において、この意見上げるのは適切ではないと思います。

○大西委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 まず、そもそものところについて、ちょっと勘違いされてるというのは言い方が失礼かもしれませんが、私と全く見解が違うので申し上げときますけれども、今まで条例があって、それを議会が認めたから、それを今後も未来永劫議会が認めますと言っていたら、議会なんかははっきり言ってやる必要がないわけですよね。今まで条例があったとしても、それをよりよく改善するために議会でこうして議論しているわけで、執行部にも意見を申し述べるわけです。議会の権限というのは条例を変えることもできますし、そういう意味で非常に大きな権限を持ってるわけです。その中でどんな意見を言うか、執行部に対して言うていくか、もしくは、あるいは場合によっては、この後、議会で条例改正について議論するというのも当然出てきます。そのことを踏まえて議論はしていただきたいと思います。内容については意見の相違が条件というのはあるというのは分かるんですけれども、それはそうなんですけれども……。

○大西委員長 ちょっと政策論が、これあくまで条例も皆さん方から多数決で決まってくわけですから、少数意見も大事かも知れませんが、最終的には全て認めるのも多数決ですんで、それは意見は尊重しますが、その辺はよろしくお願いします。

○岡本委員 ですんで、あと、この補助金についてですけれども、条件という意味では、これは確かに奨励金を出すのは移住してきた方に対する奨励金ということで、移住するというのを条件にすべきだと言ってるわけです。条件を全部外してくださいと言ってるわけではなくて、年齢とか家族に対する要件は不要である、かえってよくない効果を及ぼすというのが私の意見の趣旨でございます。以上。

○大西委員長 これはもう堂々巡りになりますし、これ県の補助金なんですんで、やっぱり県が全体を見て、若者定住であるとか、帰ってくれるようにいろんな施策を打ってる一つなんで、よろしくお願いします。

では、この意見を上げるか上げないかを挙手、上げるという方は挙手をお願いいたします。2名でございました。上げなくていいという方は5名です。

では次に、日南町に移住をされた方にとって新しい地での生活に不安を感じて来られる、

また移住を検討される方は日南町で生活するイメージを求められている。移住相談件数が増えている現状から、町政のしおりなどを活用した移住説明マニュアルを作成し、誰でもきめ細かな相談に対応できるシステムを構築して、不安払拭に努められたいという提出者から補足説明がありましたら許します。なかったらいいですよ。

近藤仁志委員。

○近藤委員 補足説明というものはありませんけど、書いてあるとおりであります。やはり日南町に來られて新しい土地での生活をする上では、いろんな不安があると思われます。そういった不安の相談をどの職員に聞いても、求められている不安に対して的確に答えるようなマニュアルの作成を望むということであります。以上です。

○大西委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 移住・定住、いろいろ、これに先ほどもちょっと議論はありましたけども、やはり移住・定住を推進していくに当たって、やはりここに書いてありますようにソフト面を対人にしてどんどんやっぱり町政のしおり等々分かりやすく説明することが大事だと思いますので、これは上げるべきであると思います。

○大西委員長 ほか意見ございませんか。

では、諮ります。この意見を上げるべきと思われる方の挙手をお願いします、5名。全員です。

次、公共交通確保総合対策事業、福祉有償運送事業者も公共交通の一翼を担っていくものとする。日南町交通確保対策協議会に福祉有償運送事業者を参加させることを検討されたいという御意見でございます。

補足説明ありましたら。

荒金敏江委員。

○荒金委員 特に日南町の場合は、この公共交通に関わる事業者数がとても少ないので、福祉有償運送もやはりその公共交通の一翼を担っていくものだと考えます。この交通確保対策協議会というものに福祉有償運送は入らないのが通例のようではありますが、日南町独自で福祉有償運送事業者も参加させて協議していくことが必要だと思いますのでお願いします。

○大西委員長 では、ほか御意見ございませんか。ボタン押してください、ボタンついてない。

岡本健三委員。

○岡本委員 失礼しました。私も賛成です。要するに協議会のほうで有償運送とかNPOが加わる協議会のほうがしばらく開かれていなかったということで、私、開いてくださいということを申し上げたわけですが、趣旨が違ふという意味であれば交通確保対策協議会のほうに参加していただくというのも一つの手かと思いますので、私は賛成いたします。対応すべきだと思います。

○大西委員長 ほかに御意見ございませんか。

ないようですので、この意見を上げるべきと思われる方は手を挙げてください。4名。上げなくていいという方は、4対3ということは上げるということで決まりました。

では次に、企業支援対策事業につきまして、地域産業の活性化を図ることが目的の事業だが、事業を継続するだけでは対象にならない。廃業を検討する企業にとって新しくチャレンジしていくことはハードルが高過ぎる。事業内容の改善が必要ということです。

提案者から補足があれば説明をお願いします。

荒金敏江委員。

○荒金委員 もうここに書いてあるとおりですが、なので、それ以上は。

○大西委員長 それで結構ですよ。補足なければ結構です。

この意見に対して。

荒木博委員。

○荒木委員 チャレンジ企業のことだと思います。私はチャレンジ企業本当に取り組みやすいハードルの低い補助事業だというふうに思っております。

○大西委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 まず、資料が地域づくり推進課から提出されたので、御覧になっていただいたかと思いますが、5年度に1件、商工会の会員が減っております。御存じの方もおられると思いますが、恐らく生山で廃業されたお店だと思いますけれども、それで現在、商店のほうも大分古くなっているというふうに見えるところも結構あります。それでハードル低いということでしたが、それでもやっぱりちょっとちゅうちょされている方も実際に見受けられますので、こういう言い方をするのはどうかとは思いますが、日南町の場合には、事業を続けていくということそのものが、もはやチャレンジという状況になってきつつありますので、その辺りのこともきっちり考えていただいて、町が商工業が衰退しないようにするためにも、この意見、採用すべきだと思います。

○大西委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 この日南町チャレンジ企業支援補助金につきましては、当初こんなに多くの、  
どういうものを対象として補助にするかという項目は多くありませんでした。やはりその  
以降、エネルギーの関係とか観光インバウンドとか、新たな項目も追加しながら事業者の  
皆さんを支援してきた事業であります。やはり行政として補助をするという目的の中には  
産業の振興を図っていくということもあります。先ほど賛成委員の方おっしゃいましたよ  
うに、本当に今、日南町の状況というのは継続するだけでチャレンジしとるということをお  
っしゃいました。そのことは商工業以外も同じであります。やっぱりただし、そういう  
中におきながらも行政として一歩先を歩んでいただくためには条件をつけて、やっぱりそ  
の結果を求めていくという姿が必要であるということで、私はこの意見につきましては出  
さないということで意見であります。以上です。

○大西委員長 ほかがございませんか。

では、なければ、この意見を上げるという方の挙手をお願いします。2名。上げない  
という方の挙手を。では結論、上げないということになりました。

では次、住民課、戸籍住民基本台帳一般事務について。転入者に対する行政サービスの  
周知について、転入者が住民登録や生活に必要な手続を円滑に行い、地域の行政サービス  
や支援をスムーズに利用できるよう、十分な情報提供が必要である。福祉サービス、防災  
安全情報、ごみの出し方やリサイクル、地域イベントやコミュニティー情報などを一冊に  
まとめたパンフレットやガイドブックの作成を検討されたい。また、町政のしおりもお渡  
しし、町の補助事業に関する案内も行っていたきたいという御意見であります。

補足説明ありましたら。なければなくてもいいですよ。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 提出したのは私なんですけども、これ辺りは2の②ですね、既に意見が  
ありました分と合わせていただいたら結構だと思います。以上です。

○大西委員長 2と2とね。まず、ほかございませんか。

なければこの意見を上げるべきという方の挙手をお願いします。全員一致です。

次、国民健康保険特別会計についてであります。国保税の子供の均等割を未就学児だけ  
でなく、18歳以下全員に対して全額、年間総額100万前後免除すべきであるという意  
見でございます。

補足説明ありましたら。

岡本健三委員。

○岡本委員 ちょっと分かりにくいですが、現状は国保税の子供の均等割、未就学児に対して半額、国が支援しているという状況になっております。だから残り半額と、あとそれ以上の子供さんについては支払わなきゃいけないという状況になっております。普通、アルバイトなどはあるとしても、子供さんというのは所得が基本的にないか、あっても非常に少ないと、そういう子供さんに対しても税をかけるというのは税の在り方としてどうなんだろうというふうに思います。この件につきましては、毎年のように知事会も国に、子供については均等割免除してくれというのは毎年のように申入れをしております。日南町の場合、子供さんの人数も少ないですので、総額で年間１００万円前後で全てのお子さんについて均等割免除できますので、国がやるのは一番、国がやるべきだとは思いますが、まずそれを促すためにも、先行して日南町でやっていくということが大切だと思いますので、この意見上げました。

○大西委員長 ほか御意見ございませんか。言うて下さいよ、ボタン押して委員長を言ってくださいよ。ボタンついてない。

○荒木委員 だから押してますよ。

○大西委員長 今、来ました。

荒木博委員。

○荒木委員 発言をするなという……。

○大西委員長 いえいえ、ここのグリーンランプがついたから見てください。

○荒木委員 ああ、すみません。今の制度ですけど、当然国がすべきことであって、町が率先してするような事業ではないというふうに思います。鳥取県の県のほうでも一元化して進めてるわけですから、そういうふうに思うとやはり国のほうが率先をしてすべき事業です。

○大西委員長 ほかございませんか。

ではなければ、この項目につきまして、上げるべきという方の挙手をお願いいたします。２名です。上げないという方の挙手をお願いいたします。この項目について上げないということになりました。

次、新型コロナウイルス感染症に罹患した際の傷病手当の支給を再開されたい。

岡本健三委員。

○岡本委員 新型コロナウイルス感染症に対する傷病手当ですけれども、これ、令和５年の４月までは国が支給するということでやってたわけですが、その後、コロナ感染症が２

類から5類に変更になったのに伴いまして、国がやめてしまいました。それに合わせて町もやめてしまったんですけれども、依然として令和5年に入りましても感染者数、出續けています。感染の波が令和5年、2回来て、この夏、5類になってから3回目の波が来たということで、少しずつ減ってはいますが、最大のピーク、今回の波のピークのところで1医療機関当たり15人程度が感染しているということもあります。先日の聞き取りでは日南病院でも毎月二、三名の方がコロナ病床を利用されているというようなことでした。ですので、新型コロナウイルスの脅威というのはまだ去っておりません。それで、そういったところで傷病手当、国保にかかっている方は、もともと、この国保の制度自体があまりよろしくなくて、傷病手当というものを支給しない仕組みになってしまってるのを、そこをまず本来改めるべきなんですけれども、せめてコロナ感染症だけでも傷病手当をまず支給を再開していただきたいというふうな意見です。

○大西委員長 これに対して。

荒木博委員。

○荒木委員 これも国保に関係する、以前コロナのときには国のほうから傷病手当が出ておりましたが、今おっしゃるように出ておりません。やはりこれも国が中心になって進めるべき事業というふうに思います。

○大西委員長 ほかがございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

では、なければ、この意見を上げるべきという方の挙手をお願いします。2名。上げないという方の。4名。では、上げないというふうになりました。

では次、後期高齢者医療特別会計。後期高齢者だけが被保険者であるリスク分散をしづらい保険制度を改めるよう国へ申し入れられたい。

岡本健三委員。

○岡本委員 これも毎回申し上げておりますけれども、こういう後期高齢者だけを隔離するような保険制度というのは、もう世界でもまれに見る制度であります。後期高齢者、非常にやはり、お年を召してこられると病気の可能性も大きくなっていくということと、どうしても収入も低くなっていくということがあるので、そういった方だけを囲い込むような保険制度というのは、はっきり言って不合理な制度であるわけです。これを続けてるとするのは非常によろしくないことですので、町からこのことをきっちりと国へ申し入れて、やめていくように言っていただきたいということです。

○大西委員長 岩崎昭男委員。

○岩崎委員 町のほうは制度にのっとり淡々と進められとるということで、国の制度の云々というようなところを、この意見書に書くというのは適切ではないと思います。毎年出されておりますけども、もう毎年出されなくてもいいんじゃないかと、同じことだと思います。以上です。

○大西委員長 では、この意見を上げるべきと委員、2名。上げなくていいという、5名。

次、環境エネルギー課。じんがい処理事業。西部広域行政管理組合負担金のうち、ごみ処理、施設建設費の支出は取りやめ、一般廃棄物処理施設整備基本構想の白紙撤回を組合に申し入れられたいという御意見でございます。

岡本健三委員。

○岡本委員 この件、基本構想ができてからもうずっと言い続けてるわけです、これも。状況は本当にどんどんどん変わってきておりまして、プラスチックに関する新しい法律ができて、プラスチックを分別するということは、組合も方針を出しておりますけれども、それとともに、やはりごみの減量化、特に可燃物は可能な限りなくしていくということが地球温暖化、温室効果ガスを排出しないという意味でも、またプラごみなどを減らして汚染、マイクロプラスチックの汚染のようなものを減らすという意味でも、ごみを減らしていく、そして、リサイクルをしていくということがまず第一です。そのためには、新しく大きな焼却施設を造ろうという考え自体がもう古いものです。国も今は、考え方を変えてまして、そういったものに対しての補助金というのは、基本的にもう出ないようになってます。そこにぎりぎりまで滑り込んだというのが西部広域行政管理組合のやり方ですので、そんなことはせずにちゃんと未来のことを考えて、子供、孫の世代のことを考えてきっちりやるべきということで、現在の基本構想については白紙撤回を組合に申し入れていただきたいという意見です。

○大西委員長 では、近藤仁志委員。

○近藤委員 可燃ごみの減量化とリサイクルの拡大の取組というのは、このじんかい処理事業とは関係なく大いに進められるべきものでありまして、このじんかい処理事業、ごみ建設ごみ処理施設の建設に関しては、その都度都度の課題解決に向けて臨機応変に対応しながら、住民また関係者の理解を深めていく取組をもってされておりますので、私はこれは上げる必要はないと思います。

○大西委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 先日、環境エネルギー課から出していただいた家庭ごみの燃えるごみの量で

すね、どうも年々増えてきている傾向にあるようです。（発言する者あり）

いや、増やしたいわけじゃないのに減らしなさいと言っているのに増えてきている。これでまたこの焼却施設、大きなものを建ててしまえば、まあ焼却施設があるんだから、燃やしてしまおうということになっても不思議ではありません。

あともう一つ言えるのは、焼却施設を建ててしまった後でどんどんどんどんもっと何ていうんですかね、リサイクル、ごみの減量化というものを進めようということに全体になれば焼却施設そのものが金額でいうと200億円以上、300億円にちょっとすいません、正確な金額覚えてません、物すごい金額の施設を建ててもそれが丸々無駄になるという可能性すらあります。そんな無駄をすることは本当に許されないと思いますので、この意見ぜひ取り上げていただきたいと思います。

○大西委員長 ほかがございせんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

では、この意見を取り上げると言われる方の委員の挙手をお願いいたします。

2名。では、取り上げないという方、5名。じゃあ、取下げ。

次、福祉保健課。支え愛ネットワーク構築事業。要援護者の見守りシステム（緊急通報システム）は27世帯分の計画だが、18世帯の利用にとどまっている。孤独死などの異常に早く気づくことができるシステムの普及に努められたいという意見でございます。

荒金敏江委員。

○荒金委員 このシステムは、本人か家族の要望でつけているという説明でした。で、もちろん本人が拒否をする、した場合に強制的につけるというものではありませんけれども、いわゆる亡くなっておられた方が何日かたって発見されたという例もあるわけですので、もっとこう積極的にというのか、この計画を全部利用できるようにするぐらいの方法を何か考えて、ぜひたくさん利用を進めていきたいと思いますのでこの意見を出しました。

○大西委員長 ほかの皆さんの御意見はございせんか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 このシステムにつきましては、それこそ当初予算と実績がですね、数値がかなり乖離しとったということがあるんですけども、その理由としては、対象となるであろうという方が、転出されたり施設に入られたりというようなことであったというふうにしたしか聞き取りのときに説明があったと思います。決してこの仕組みがそういう対象の方々には周知ができてないというふうに私は担当課の説明を聞いたときに、そういうふうに捉えました。あわせて個人負担もあるということなので、なかなかちょっとそこら辺の説明を

加えるのでしょうかね、そういうような仕組みでありますんで、あえてこの意見として取り上げるべきではないと私は思います。以上です。

○大西委員長 荒木博委員。

○荒木委員 このシステムについて、福祉保健課のほうは十分に説明をしておられるわけです。当初のときは、50件ぐらい件数があったというふうに思っております。先ほど岩崎委員もおっしゃるように施設に入られたり、病院に行かれたりして当然費用もかかりますよ、で、その対象の方の十分に説明してあるけども、対象の方が減ってるというふうに私は考えております。で、ここで改めて上げる、要するに十分に普及の説明ができてないんじゃないかということは、ないというふうに考えておりますので、改めて上げる必要はないというふうに思います。

○大西委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 何ていうんですかね、単身でおられる方が亡くなって、人知れず亡くなってしまって、それでしばらく後に見つかるということが日南町でもここしばらく数件続いたと思います。これは別に日南町だけじゃなくて、ほかの市町村でもそうなんですけれども、本当に高齢化が進んで、孤独死というのがすごく避けられない、避けなきゃいけないんですけれども、すごく危険な状況に今なっていると思います。で、孤独死はもちろん亡くなった方も本当に気の毒なんですけれども、やっぱり亡くなった方を見つけられなかったという生きてる人間も非常に傷つくことであります。ですので、極力そういった不本意な形で亡くなるということは避けていきたい、避けていきたいというのが私の考えです。

ちょっとよくははっきりと調査の結果があるわけじゃないので分かりませんが、日南町全体で18世帯だけがそういう危険性のある世帯だというのは、ちょっと私には信じられません。体感としてもっともっとたくさんそういう世帯があるように思います。先ほど費用負担も必要だということもありましたけれども、そういったこと、費用負担の面もあるいはシステムそのものの形も、もっとよく考えて使いやすいものにして、できるだけたくさんの方に使っていただくということが大切だと思いますので、はい、私この意見取り上げるべきだと思います。

○大西委員長 ほか、ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そうしましたら、この意見を取り上げるべきという委員の挙手をお願いします。

2名。では、取り上げないという方の委員は、5名。

では、次。

このまま続けてよろしいですか。それとも一旦休憩しましょうか。え、続けて。

では、次。介護保険事業。介護福祉人材育成奨学金貸与事業は見込みは5人に対して、実績1人であった。人材不足解消の有効な事業なので一層の普及に努められたいと。

補足説明ありましたら。

荒金敏江委員。

○荒金委員 具体的には高校を卒業した方が専門学校に行くという方に支給をしたということでしたけれども、今、日南福祉会でも人材不足っていうことが大変に言われておりますので、せっかくある事業ですのでもっと積極的に広報して増やしていくようにしていただきたいということでこの意見を出しました。

○大西委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 確かにあらゆる分野で人材不足が叫ばれており、これは人材確保に対しては、いろいろな手段を講じていくべきであると思います。これもその一つであります、わざわざ審査意見まで上げなくても、これは見込み5人に対して実績1人ということを考慮しながら、今後どういう方向で進むか考える必要はありますが、あえて審査意見まで上げる必要はないと考えます。

○大西委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 人材不足は本当に喫緊の課題でして、介護に限らないと言ってしまうまでもなんですけれども、介護は特に高齢者の多い日南町では、本当に切実な問題。今現在でも結局人がいないがためにサービスが行き届かない。デイサービス、週に3回行きたいのに2回しか行けないとか。訪問介護来てもらえないとかいうことが現実にあるわけです。ですので、この人材獲得というのは喫緊の課題として、やはり議会からも注意を促すためにもこの意見上げるべきだと思います。

○大西委員長 近藤仁志委員。

○近藤委員 この事業に対して見込みは5人に対して実績は1人だったということが、この制度を知らなくて1名だったということに限るわけではありません。今、大変深刻なのが介護福祉人材に成り手がいないということで、これを利用しようとされる方も少なかったという実態も十分見てとれますので。それから当然この事業所のほうでは、人材確保にもいろいろ手を尽くして学校のほうにも訪問して、いろんな手を尽くしておられますので改めてここで取り上げる必要はないと思います。

○大西委員長 では、この内容につきまして、取り上げるべきという委員の挙手をお願い

します。2名。取り上げないという方。じゃ、取り上げない。

次、介護保険特別会計。介護給付費準備基金積立金について。

日南福社会の職員の処遇改善のために基金を利用されたい。外国人材を確実に獲得するためにも現在働いている職員や募集している職員の処遇改善に力を尽くすべきである。また物価高騰で生活が苦しい折、保険料や利用料の引下げのためにも基金を利用されたいという御意見であります。

岡本健三委員。

○岡本委員 介護給付費準備基金積立金については、もう何年も前から2億円の基金が塩漬けになっているわけです。使い方もはっきりとした具体的な答弁は町長からもございませんでした。この大切な基金を今こそ使っていただいて、まずは処遇改善です。先ほどそもそも、人がいないんだということもおっしゃってましたけれども、人がいないといっても全くいないわけではないですし、それと外国人材の確保ということも今、町は力を入れているわけですが、外国人材にせよ、処遇がよくないと、もはや来てくれないです、きっと。日本全国に介護施設というのがあってどこも人不足なんですから。ある程度処遇をよくしなければ人材も来ません。外国人材確保のためにも、やはり基本的な処遇改善をしないと、働いている人に対しても募集してる人に対しても基本的な処遇改善をするということです、前半は。で、後半は一方で使う人に対しては保険料ですとか利用料ですね、1割負担、基本1割負担、場合によっては2割負担の利用料を引き下げるということも基金を使ってできるはずですのでやっていただきたいと、意見です。

○大西委員長 ほか御意見ございませんか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 確かに基金の額っていうのはちょっと残ったままということで具体的な使い方というのがないのかもしれませんが。ただ一般家庭もそうでしょうけれども、若干のいざというときのお金っていうのは持っておく必要があるかなと思います。というので、本当に今が使うときであろうかという判断だと思います。それが今回使われなかったということで将来に向けてまだ何かの場合に、基金の条例の中にどういうふうなときに使うかということは書いてはあるんですけども、本当に今が使うときかどうかということで、それ今使うときではないというふうに判断をされて使っていないことなので、私はそれに特に反対すべきことではないと思いますので、意見としては上げないというところです。以上です。

○大西委員長 荒金敏江委員。

○荒金委員 この介護給付費準備基金の使い道の中の一つに保健福祉事業で、不足になった場合には使っていいという項目があります。全国でもこの保健福祉事業として介護事業者の介護する人についてのいろんな援助という形で使っているところもありますので、いつまでもこの準備基金をそのまんま積んでおくのではなくて、利用していくべきだと思いますので、私はこの意見を取り上げるべきだと思います。

○大西委員長 ほかがございませんか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 この基金の積立金であります、今使うべき、同僚委員もおっしゃいましたけどこれ使う、使い方というのがいろいろ多岐にわたっていて、本当に時代に即応した基金の使い方が一番有効的だと私も理解します。それが果たして今、給料上げるため、また利用料や保険料の引下げに使われていいのか悪いのかというのは私も疑問を持ちますので、今これを上げる必要はないと思います。

○大西委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 一言だけ申し上げますと、現状を見た場合に今使わなくていつ使うという、そういう感じが私はします。よく議員の方々ですね、執行部が動きが遅いとかそういう批判をされますが、今の御意見を聞いていると議会が一番遅い、のんびりしてるんじゃないかなという感じがしなくもありません。ぜひ時期を延ばせば基金そのものを使う意味はなくなってしまう。ぜひ時期を逸せずを使うべきだと私は思います。

○大西委員長 荒木博委員。

○荒木委員 なかなか意見がいろいろ出ておりますけど、私はこの基金の使い方について、例えばこの介護のほうの職員の給料、事業として今年、給料、皆さん上げましたよとか、それから、あるものを設備をしましたと、そういう事業をした結果、不足部分が出れば使うというのが私は事業に対して不足が出れば使うというのが基金の在り方だというふうに思いますので最初から給料上げるために使ってくださいという投げ出すようなものではないというふうに思います。

○大西委員長 では、この意見を上げるか上げないかの採ります。上げるべきと言われる委員は、2名。上げないと言われる方は、4名ですね。

では、次。介護サービス事業特別会計公債費償還事務、日南福祉会へ負担金を求めるのをやめ、利用者と職員のために使うべきである。

岡本健三委員。

○岡本委員 この負担金ですけれども、収支差額の2割ということで5年度は480万円、で、来年度は135万円を負担を求めるとのことだそうです。100万円を超える額ですのでこの額が決して少ないというつもりはありませんけれども、ただそのお金をもう求めること自体が事務的な負担にもなりますし、本来これだけのお金を求めるべきなのをこれだけで済ませてあげてるんだよみたいな、そういう何ていうんですかね、示し方というのもよくないと思います。純粹に何のためにお金を使うべきだといえは介護の利用者として介護に携わっている職員の方のために使うべき、それしかありませんので、もうこういう100万円ぐらいの負担金をわざわざ求めて事務の負担を増やすということはやめたほうがいいと思います。

○大西委員長 ほかは御意見ございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そうしましたら……。 （発言する者あり）

いいや、いいや。そうしましたら、これを意見を上げるべきと言われる委員の方の挙手をお願いします。2名。上げないという方の委員の、5名です。

次、課題にあるように人材不足、物価高騰により運営への影響が懸念されている。市民の福祉を守る拠点としての活動は継続できるように一層の支援をされたいという御意見があります。

荒金敏江委員。

○荒金委員 今、日南福祉会では人材不足などが主で十分なサービスが提供できないというのが現実です。ヘルパーも少ないので本来ならヘルパーに来てほしいけれどもそれが無理だということで、もともとケアプランを立てないので実際に断ったという例はないというふうにという返答が返ってはきますけれども、そういう実態がありますし、デイサービスも、もっと回数を増やしたいけれども、それは無理だって言われてるという、そういう現実もありますので、具体的にどういう方策というのは書いてはないですけれども、今でも全く町として支援をしていないわけではありませんが、一層の支援をしていただきたいという意味で書きました。

○大西委員長 皆さんからの御意見ございますか。

岡本健三委員、何かボタンがおかしい。

○岡本委員 ボタンおかしい。

○大西委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 今までこの前の3つぐらいの意見は大体集約されてくるわけですがけれども、

結局、介護サービスということに対するもう危機感というのを非常に感じております、私自身。まあ自分が介護受けられるのかどうかというようなことも含めて、本当に町として十分な支援をしているのかどうかということをしちんと見直していただき、一層の支援をしてもらいたいという気持ちですので、ぜひこの意見取り上げるべきだと思います。

○大西委員長 この意見に対して御意見ございませんか。

では、なければこの意見を上げるべきという委員の挙手をお願いいたします。2名。上げなくていいという方は、5名です。

すみません、ここでちょっと暫時休憩にしたいと思います。再開を10時30分からいたします。

〔休 憩〕

○大西委員長 では、休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

次は農林課。にちなんブランド化促進事業。道の駅の決算書において支払い手数料の中に両替手数料の項目が開業当初より発生している。1品1円の寄附による釣銭である。年間20万円の給付金を頂くのに手数料が発生している。また、広場や軒下販売のイベントによる1品1円の会計が煩雑となるため、1店舗から500円の協力金を頂くことになっていたが、令和5年度数回開催されたが、実績として1件500円のみだった。CO<sub>2</sub>ゼロの道の駅の1品1円寄附に対して、今後どのような対応をしていくのか検討されたいという意見でございます。

これにつきましては私のほうが出したわけですが、当初から、かたくなに1品1円を取ると町のほうの方針ございました。あと、使用料につきましても、これは条例のほうの中に入ってますが、使用料で減免もありますけども、やはりきちっとした条例に基づいた内容で執行しなきゃいけませんし、変化点あれば先ほど言いました食のバザール、当初、食のバザールで1品1円取るのは大変だということで1店舗500円ということでしたが、全くそれが決算書には反映されておられません。実際には入っていないと思うんで、その辺の、農林課が2年目なんでその辺過去に遡ってきちっとするべきだということで意見を出しました。

これについて御意見ありましたら、お願いいたします。ないでしょうか。

岩崎昭男委員。

○岩崎委員 このことは上げるべきだとは思いますが、これはやっぱり根拠となるものが、日野川の郷の設置及び管理に関する条例とか規則とかあります。その中の使用料の徴

収的な部分ですね。そこと現実とがアンマッチ、そのとおりにどうもやられてないんで、要は条例を変えとか規則を変えとかそういう言葉で言うべきであるのかなと。それどおりにやるのであればいいんですけども、今そういうふうになっていないということなので、条例どおりにやれとかその逆もありますけども、条例を変えて現状に合わせる点もあるかもしれませんし。そこら辺りのことをもうちょっと突っ込んだところ、根本的なところも記載したらいいのかなと思います。

○大西委員長 はいまず、ほか意見なければ、これを上げるか上げないか。上げるべきとありましたら、はい、5人。上げなくてもいいという方は、なし。じゃあ上げるということで。次に、鳥獣被害対策事業。作物被害だけでなく畦畔など耕作に支障がある被害の実態も調査されたいという意見でございます。

荒金敏江委員。

○荒金委員 昨年からずっと言っているんですけども、畦畔が荒らされたということで田んぼを作っていくことを辞めるっていう実態もありますので、鳥獣被害でただ、作物が荒らされたことだけを調査するのではなくて、畦畔も含めてどんな被害があるのかということとはもう今年、大変に被害も多いですので今後のためにも調査していくべきだと思います。

○大西委員長 ほかに。

近藤仁志委員。

○近藤委員 大変イノシシの被害、獣害対策ですけど、とりわけイノシシの被害は大変目に余るものがあるわけではありますが、ここに記述されていますように畦畔などの実態調査というのはどう考えても不可能に近いというかな、被害の内容も本当いろんな多岐にわたっておりまして不可能に近いし、またそれに費やす労力というのも大変甚大なものになると懸念されます。これを町職員、またボランティアそういった方をお願いをして調査するというのは、やはりそれは実態に私は合わないと思いますし、また、多面的機能支払いとか中山間地域直接支払いとかそういった面でいろいろ対応はしている集落などもありますので、やはりその実態に即した、また被害の状況に即した対応を求めるべきであって、これは上げる必要はないと思います。

○大西委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 今、反対される委員は、労力のことをおっしゃいましたが、調査の方法というのはいろいろあるわけで、農地を耕作しとられる方、持っておられる方に対して

申告してもらおうと、どんな被害があったと、申告してもらおうというのがまずは第一歩だと思います。それを集約して特に被害が大きいところなどについてはもちろんきちんと現場を見るということになると思いますけれども。まずそういった、どんな形でもいいから何らかの調査をして、それに対してどうするかということ、その先やっぱり町としてどういうサポートをしていくのか、いかないのか、という議論もしなければいけないわけです。調査もしないっていうことはその先の議論も拒否してるわけですよ、援助するというような議論も。そういう態度はやめてほしい。せめてまずは調査をしてもらいたいというふうに思います。やり方はいろいろとあると思います。

○大西委員長 ほか。

荒木博委員。

○荒木委員 このイノシシの畦畔のほうの被害ですか、うちのほうもたくさん被害に遭っております。で、どうしてるかといいますとその部落、自分たちで調査をして、うちの場合は多面の費用を使って水路に入った泥とか、こう、取ってるわけです。だから、その町全体の調査をするべきだというのでなし、今までの部落とかこう要請があれば、調査をしてくださいという要請があればですけど、実際には被害受けとるよというのはあるけど、自分たちである程度は処理するというほうがいいというふうに考えております。

○大西委員長 ほかございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

岡本健三委員。

○岡本委員 当然、耕作に支障があつては、耕作できなければ駄目なので耕作を続けるとなれば現状では自分らで対処するしかないわけです。だから皆さんそうされてるわけですが、でも、で、私が危惧しているのは、その中でもう自分らで対処するんだったらやめよう、そこまでせんでもいいわという人が出てくるんじゃないかということを私は非常に危惧しております。そうならないためにも、大切な農業の担い手の方たちに担い手というかどうかどんな規模であっても農業されてる方たちがきちんと続けられるようなサポートをしてもらいたいと、そのために先立ってまず調査をしてもらいたいというふうに私は思います。

○大西委員長 では、ここで上げるべきか上げるべきではないかを採ります。

上げるべきという委員の挙手をお願いします。2名。上げなくてもいいという委員の挙手、はい、上げないと決まりました。

次、建設課労働維持管理事業。パセオ横バスロータリーは町営バスも利用するので町で除雪すべきである。この件につきまして、担当課から聞いておりまして、ロータリーの舗

装はもう来年度予算に組み込みますと、そして書かれた除雪の件ですけども、パセオと担当課で協議を進めるという話がありましたんでちょっとここで報告させていただいて、せっかく出していただいているんですが、意見書まで出さなくてもいいことになったと思いますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。提出していただきましたがそういうことで御了解ください。ですので、この件につきましては上げないということになります。

では、8番目。教育委員会。日野郡ふるさと教育推進事業。公設塾が日南拠点として2年目となり高校生2名、中学生19名の登録があったが、出席者が秋以降激減していて改善の見込みはない状況である。目的を再度明確にされ日野郡3町の連携も含め再検討を求める。

これ私のほうから出したんですが、もうそのとおりでございまして、私としては、やはり今の日南拠点の稼働、開店休業のようなことになってますので再検討を求めたいと思います。

これについて御意見ありましたら、ないでしょうか。

近藤仁志委員。

○近藤委員 この、何縁側だったっけ。まなびや縁側、まなびや縁側の制度として当初、発足当初と今実態が結構大幅に乖離しておりますので、これを再度確認され日南町としてこの事業を推進していくにはどういう方向性をもって進めていくか、再検討されることは大いに結構だと思いますので、ぜひこれは上げてもらいたいと思います。

○大西委員長 ほかがございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

そうしましたらこの意見を上げて、上げるべきという委員の挙手をお願いします。全員です。ありがとうございました。

では、最後に学校給食運営事務。憲法に定められた義務教育無償の原則へ近づけるため小中学校の給食費の負担軽減、さらには無償化を実施されたいということで。

岡本健三委員。

○岡本委員 常々これも申し上げていることです。小中学校の給食費の無償化ということで本来、国がやるべきことではあるかもしれませんが、それを促すためにもやはりやってほしい。日野ではないですね、鳥取県でも大山町など無償化を進めているところがだんだん増えてきております。無償化までいかななくても半額免除とかいうことをやってきまして、日南町も少しずつ補助の金額が多くなって給食費も少し安くなったりして、少しは進んでるんですけども、この際もっと思いついた負担軽減、無償化ということを実施

していただきたいと思います。

○大西委員長 ほか意見ございませんか。

では、この意見を上げるべきか上げないべきか。上げるべきといわれる委員の、2名。上げなくていいという方は5名。では……。

そうしましたら全ての意見、提出していただいたうちの1次目の審査を終わりますが、再確認いたします。

上げるということにつきましては、まず1ページ目、全般では1番、2番、それから4番、5番、そして2ページ目は電算管理運営事務、それから地域づくりの2番目、それから公共交通、3ページ目は住民課、4ページ目は農林課のになんブランド、下の教育委員会……。

○岡本委員 委員長、その前にちょっと今、私自分が事務局に送ったメールを確認しましたけれども、教育課の外国語教育推進事業の意見を私提出しておるんですけど。

○大西委員長 ええ、いつ出されましたか。

○岡本委員 9月11……。

○大西委員長 一番最初のこと。

○（ ） 1回しか出してない。

○大西委員長 1回しか出してない。

○岡本委員 1回しか出してないです。

○大西委員長 週末、土日に出されたというやつですか。

○岡本委員 ちょっと待って。確認します。

○大西委員長 平日か。ちょっと待ってください。ちょっと暫時休憩しましょうか。11時再開をしたいと思います。暫時休憩。

〔休 憩〕

○大西委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

1件漏れておりましたので私のほうから話しします。

外国語教育推進事業。小中学校での国際交流はオンラインでの交流や外国語指導助手、国際交流員、国内の留学生との交流など全員が無理なく参加できる授業にとどめるべきである。児童生徒1人当たり12万円、就学援助を受けている世帯は6万円と、子供の家庭に多額の経済的負担を強いる海外派遣事業は、家庭の経済環境などが事業への参加に影響する可能性がある。また、憲法が定める義務教育無償の原則に反するという意見でござい

ます。

補足説明等ありましたら。

岡本健三委員。

○岡本委員 書いてあるとおりです。これも何度も何度も申し上げてることですけれども、高校生以上であれば義務教育ではないですので、ある程度選択してどの授業とかどの科目に参加する、参加しないというのはあるのかもしれませんが、やはり小中学校、義務教育というのは全員が基本的に受けられると、経済的な条件なしに受けられるということがやはり重要だと私は考えております。そして加えて、日南町では、国際交流員の方が今年から英国でしたかね、1名来られておりますしですね、そういった方との交流というのは図っていけば、全員が無理なく小中学校にいて国際感覚を磨けるのではないかと考えますので、ぜひこの意見採用していただきたいと思います。

○大西委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 私は、これは取り上げる必要はないと思います。この外国人派遣事業はシートル派遣事業、日南町のは特筆すべき事業で、県内でも海外へ派遣あるいは留学制度まで出た市町村もあります。それで国際感覚を身につけることに非常にやっぱり役立ちます。私が一番大切だと思うのは、現地で相手と直接話をして自分が話した英語あるいは外国語が相手に伝わったとき、これは本当にうれしいですよ。自分の思いが相手に伝わったとき、本当にうれしい。現地でやっぱり会話をするべきだと思います。よって、これは上げる必要はないと思います。

○大西委員長 岡本健三委員。

○岡本委員 語学の習得の上で、留学するとか実際にその国に行って生活をするということの重要性というのは、私も決して否定するものではありません。ただ、それを義務教育の教育の学校が主催してやるかどうかという問題であるというふうに私は思います。各御家庭でそういう教育が必要だということでお子さんを海外に送るということは、全く私は否定するものではないですし、どんどんされればいいと思いますけれども、その義務教育の範疇から外れるようなことをあえてするのはどうなのかと、そういう意見でございます。

○大西委員長 櫃田洋一委員。

○櫃田委員 やはり、若いうちから早いうちからこの国際感覚を学ぶべき必要があり、今、小中、保育園からこども園からでもやはりC I Rが一定英語を楽しむというか英語に何ていうかな、なじむというかいう部分が出てきてますので、やはり若いうちからどうい

この英語に親しむというのは非常に大切だと思います。

○大西委員長 この意見を取り上げるという委員の挙手を求めます。2名。上げないという方の挙手をお願いします。5名。ということで上げません。

そうしましたら、全て27項目終わりました。

上げるという項目数は9項目となりましたが、一番最初にありましたように同じようなものはひっつけるということとなっております。この後、取りまとめをいうか文章の作成をしなきゃいけませんので、もし、提出された方でこの文言は絶対ここに残してほしいとかそういったことあれば作るほうも、委員長、副委員長で相談はするんですけども、やはり確かに説明、十分残さないと説明できないということがありますが、できる限りその辺を考慮していただいて、ここでは1個1個しません。あと委員長、副委員長で次回までに作って、もう一度皆さんに諮ってそれでまた肉づけしていいものにしていきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。もしあと、ここだけとは、もしあればこの場でなくてもお願いしたいなど。逆にまとめるほうとしては、御協力いただければありがたいんですが、どうでしょう。意見を採用された方、特にその辺お願いしたいんですが、いかがでしょうか。（発言する者あり）

極端に言えば、その辺こちらも悩めますんでね、やはりこれは。いいえ、そういう意見もありますので。審査意見として従来はこれぐらいであった、どこまで入れるか、確かに重要な内容ばかりだと思いますが、その辺御配慮いただいて。

そうしましたら、今日は皆さん全部拘束できませんので一旦ここで、次回18日の朝9時から、よろしいですか。そういうことでよろしいでしょうか。だから、途中で提出者に連絡入れてお聞きするぐらいはあると思います。充実したものにしたいと思いますので御協力よろしく願いいたします。

御意見ございませんか、これについて。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

皆さん、協力していただけるということを取りましたんでお願いいたします。

そうしましたら、本日の決算審査特別委員会を終了いたします。お疲れさまでございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和            年            月            日

委員長

副委員長